

(19)日本国特許庁(JP)

(12)公開特許公報(A)

(11)公開番号

特開2024-123787

(P2024-123787A)

(43)公開日 令和6年9月12日(2024.9.12)

(51)国際特許分類

B 6 5 D 5/36 (2006.01)

F I

B 6 5 D 5/36

E

テーマコード(参考)

3 E 0 6 0

審査請求 有 請求項の数 6 O L (全13頁)

(21)出願番号 特願2023-31459(P2023-31459)

(22)出願日 令和5年3月1日(2023.3.1)

(71)出願人 000129493

株式会社クラウン・パッケージ
愛知県小牧市小針三丁目6 7 番地

(74)代理人 100119091

弁理士 豊山 おぎ

(72)発明者 田岡 正和

愛知県小牧市小針3丁目6 7 番 株式会
社クラウン・パッケージ内

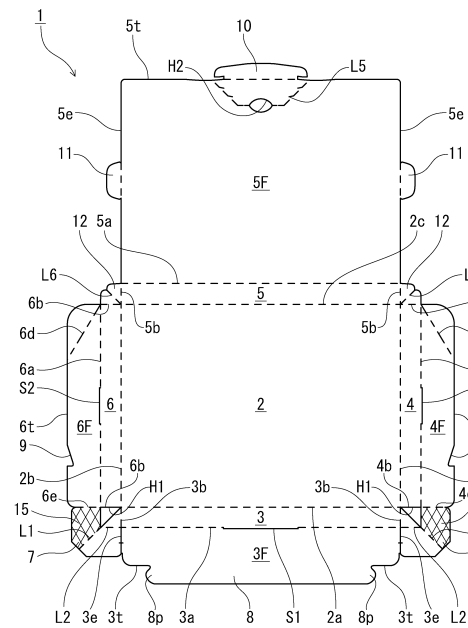
F ターム(参考) 3E060 AA03 AB13 AB15 BA04
BA08 CE04 CE07 CE15
CE18

(54)【発明の名称】 ブランクシート及び製函前ボックス

(57)【要約】

【課題】組み立てが非常に簡便であり、側壁部間の折り込みを極めて容易にし、被梱包物の圧迫を低減し得るブランクシート及び製函前ボックスを提供する。

【解決手段】本発明の包装箱形成用ブランクシート1は、底板部2と、底板部2を取り囲んで立ち上がり可能な正面壁部3及びその上端縁3aから延びた正面フラップ3Fと、背面壁部5及びその上端縁5aから延びた背面フラップ5Fと、正面壁部3及び背面壁部5の間で対向して立ち上がる一对の側壁部4、6と、側壁部4、6の上端縁4a、6aから延びた側面フラップ4F、6Fとを備え、正面フラップ3F及び背面フラップ5Fの少なくともいずれか一方の長手方向の両端縁には、底板部2の内面上への折り畳み時に少なくとも一部が側面フラップ4F、6Fに貼着される連結部7が連設し、連結部7は、連結部7を連設させている正面フラップ3F及び/又は背面フラップ5Fとの間で分離可能に連結している。



【選択図】 図1

FIG. 1

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

底板部と、前記底板部を取り囲んで立ち上がり可能な正面壁部及び前記正面壁部の上端縁から延びた正面フラップと、背面壁部及び背面壁部の上端縁から延びた背面フラップと、
前記正面壁部及び前記背面壁部の間で互いに対向して立ち上がる一対の側壁部と、前記一対の側壁部の上端縁から延びた側面フラップとを備え、

前記正面フラップ及び前記背面フラップの少なくともいずれか一方の長手方向の両端縁には、前記底板部の内面上への折り畳み時に少なくとも一部が前記側面フラップに貼着される連結部が連設し、

前記連結部は、この連結部を連設させている前記正面フラップ及び／又は前記背面フラップとの間で分離可能に連結している包装箱形成用ブランクシート。

【請求項 2】

前記連結部は、前記側面フラップの側縁にも連設している請求項 1 に記載の包装箱形成用ブランクシート。

【請求項 3】

前記正面フラップ及び前記正面壁部、並びに、前記背面フラップ及び前記背面壁部のうち、前記連結部を有した一方又は双方が折り畳まれ、前記側面フラップに貼着されている請求項 1 又は 2 に記載の包装箱形成用ブランクシートにより形成された製函前ボックス。

【請求項 4】

底板部と、前記底板部を取り囲んで立ち上がり可能な正面壁部及び前記正面壁部の上端縁から延びた正面フラップと、背面壁部及び背面壁部の上端縁から延びた背面フラップと、
前記正面壁部及び前記背面壁部の間で互いに対向して立ち上がる一対の側壁部と、前記一対の側壁部の上端縁から延びた側面フラップとを備え、

前記側面フラップの長手方向の両端縁には、前記底板部の内面上に折り畳み時に少なくとも一部が前記正面フラップ及び／又は前記背面フラップに貼着される連結部が連設し、

前記連結部は、この連結部を連設させている前記側面フラップの側端縁において分離可能に連結している包装箱形成用ブランクシート。

【請求項 5】

前記連結部は、この連結部を貼着させ得る前記正面フラップ及び／又は前記背面フラップの側縁にも連設している請求項 4 に記載の包装箱形成用ブランクシート。

【請求項 6】

前記正面フラップ及び／又は前記背面フラップに貼着可能な前記連結部を連設している前記側面フラップ及び前記側壁部が、折り畳まれて前記正面フラップ及び／又は前記背面フラップに貼着されている請求項 4 又は 5 に記載の包装箱形成用ブランクシートにより形成された製函前ボックス。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、ブランクシート及び製函前ボックスに関する。

【背景技術】**【0002】**

近年、ネット通販や個人間の商品売買等の拡がりに伴い、包装箱に梱包された商品をポストに投函して郵送で遣り取りするシステムが活用されている。いわゆる薄型の包装箱は、側壁部の高さが限定されているため隣り合う側壁部同士を連結させる接合代の領域が小さくなり、接着剤がはみ出ないように塗布することを考慮すると一層接着領域が小さくなって、接合が弱くなりがちであった。そのために、郵便ポストに投函可能な薄型の包装箱又は包装箱のブランクシートが広く開発されている（例えば下記特許文献 1）。

【0003】

10

20

30

40

50

特許文献 1 に記載された包装箱等は、隣り合う第 1 , 第 2 側壁部 1 b , 1 c の上端において延びるフラップ 1 d , 1 e 間に連設する貼り付け部 1 f 及び折り込み部 1 g , 1 h を有した構成とし、十分な貼着領域を確保している。そのために、従来のブランクシートは、特許文献 1 の図 3 に示すようにブランクシートを折り畳んで、図 6 又は図 8 に示すように、貼り付け部 1 f , 折り込み部 1 g , 1 h がつづら折り状態になるように折り畳んで、第 1 , 第 2 側壁部につながった状態で収めている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献 1】 実用新案登録第 3 1 6 3 3 1 5 号公報

10

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

従来の包装箱は、貼り付け部 1 f 及び折りたたみ部 1 g , 1 h が隣り合う側壁部間を連続的に連なった状態をつづら折りに折り畳まれるものであるため、特許文献 1 の図 7 に示すように折り畳みに対する反発で第 1 側壁部の閉蓋を阻害してしまうという問題があった。

また、折り込み部 1 g , 1 h を箱の内側に折り込んだ場合は、折り込み部 1 g , 1 h の反発（すなわち弾性変形から戻ろうとする力）により包装箱の内部空間ないし被梱包物を強く圧迫してしまうという問題があった。

20

【0006】

一方、貼り付け部 1 f 及び折り込み部 1 g , 1 h は、製函前の状態で折り畳んで底板部に重ねておくフラップに連結させていないと、製函機による折り畳み時にフラップと折り込み部及び貼り付け部とをそれぞれ個別に支持する必要が生じる。また、貼り付け部 1 f 及び折り込み部 1 g , 1 h と分離したフラップは、折り畳んだ後、反発で底板部から浮いてしまうため組み立て前の製函前ボックスの保管時に嵩張りやすく不便であるという問題があった。

そこで、本発明は、組み立てが非常に簡便であるとともに、隣り合う側壁部間の折り込みを極めて容易にし、被梱包物の圧迫を低減し得るブランクシート及び製函前ボックスを提供する。

30

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明の包装箱形成用ブランクシートは、底板部と、前記底板部を取り囲んで立ち上がり可能な正面壁部及び前記正面壁部の上端縁から延びた正面フラップと、背面壁部及び背面壁部の上端縁から延びた背面フラップと、前記正面壁部及び前記背面壁部の間で互に対向して立ち上がる一对の側壁部と、前記一对の側壁部の上端縁から延びた側面フラップとを備え、前記正面フラップ及び前記背面フラップの少なくともいずれか一方の長手方向の両端縁には、前記底板部の内面上への折り畳み時に少なくとも一部が前記側面フラップに貼着される連結部が連設し、前記連結部は、この連結部を連設させている前記正面フラップ及び/又は前記背面フラップとの間で分離可能に連結している。

40

この構成によれば、ブランクシートを組み立てて製函する際に折り込まれる連結部が、正面フラップ又は背面フラップと分離し得るため、折り畳みに基づく連結部が弾性復帰しようとする反発力を解放することができる。

【0008】

本発明のブランクシートの前記連結部は、前記側面フラップの側縁にも連設していてもよい。

この構成によれば、連結部を安定的かつ確実に側面フラップに貼着させることができる。

【0009】

本発明の製函前ボックスは、前記いずれかに記載のブランクシートの前記正面フラップ

50

及び前記正面壁部、並びに、前記背面フラップ及び前記背面壁部のうち、前記連結部を有した一方又は双方が折り畳まれ、前記側面フラップに貼着されている。

この構成によれば、製函前ボックスを組み立てて製函する際に折り込まれる連結部が、正面フラップ又は背面フラップと分離し得るため、折り畳みに基づく連結部が弾性復帰しようとする反発力を解放することができる。

【0010】

本発明の包装箱形成用ブランクシートは、底板部と、前記底板部を取り囲んで立ち上がり可能な正面壁部及び前記正面壁部の上端縁から延びた正面フラップと、背面壁部及び背面壁部の上端縁から延びた背面フラップと、前記正面壁部及び前記背面壁部の間で互いに対向して立ち上がる一对の側壁部と、前記一对の側壁部の上端縁から延びた側面フラップとを備え、前記側面フラップの長手方向の両端縁には、前記底板部の内面上に折り畳み時に少なくとも一部が前記正面フラップ及び/又は前記背面フラップに貼着される連結部が連設し、前記連結部は、この連結部を連設させている前記側面フラップの側端縁において分離可能に連結している。

10

この構成によれば、ブランクシートを組み立てて製函する際に折り込まれる連結部が、側面フラップと分離し得るため、折り畳みに基づく連結部が弾性復帰しようとする反発力を解放することができる。

【0011】

本発明のブランクシートの前記連結部は、この連結部を貼着させ得る前記正面フラップ及び/又は前記背面フラップの側縁にも連設していてもよい。

20

この構成によれば、連結部を安定的かつ確実に正面フラップ及び/又は背面フラップに貼着させることができる。

【0012】

本発明の製函前ボックスは、前記いずれかに記載のブランクシートの前記正面フラップ及び/又は前記背面フラップに貼着可能な前記連結部を連設している前記側面フラップ及び前記側壁部が、折り畳まれて前記正面フラップ及び/又は前記背面フラップに貼着されている。

この構成によれば、製函前ボックスを組み立てて製函する際に折り込まれる連結部が、側面フラップと分離し得るため、折り畳みに基づく連結部が弾性復帰しようとする反発力を解放することができる。

30

【発明の効果】

【0013】

本発明のブランクシート、製函前ボックス及びこれにより形成される包装箱は、組み立てが非常に簡便であるとともに、隣り合う側壁部間の折り込みを極めて容易にし、被梱包物の圧迫を低減できるという効果を奏する。

【図面の簡単な説明】

【0014】

【図1】本発明の一実施形態に係るブランクシートを、内面が見えるように示した平面図である。

【図2】本発明の一実施形態に係るブランクシートの一部を拡大して示した平面図である。

40

【図3】本発明の一実施形態に係る製函前ボックスを示した平面図である。

【図4】本発明の一実施形態に係る製函前ボックスの組立工程を示した斜視図である。

【図5】本発明の一実施形態に係る製函前ボックスの組立工程を図4と反対側から示した斜視図である。

【図6】本発明の一実施形態に係る製函前ボックスの組立工程を示した斜視図である。

【図7】本発明の一実施形態に係る製函前ボックスの組立工程を示した斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0015】

以下、図面を参照して、本発明の包装箱形成用ブランクシート（以下単に「ブランクシ

50

ート」という)、製函前ボックス及び包装箱の一実施形態について説明する。なお、以下の説明で用いる図の各部分の寸法は実際のもので同一とは限らず、適宜変更することができる。また、本実施形態において、本発明の各部を正面、背面、側壁等と称するが、これらは特に断りのない限り、底板部を下面、正面壁部を正面としてblankシート、製函前ボックス又は包装箱を視た場合の各部の相対的な位置関係を示すためのものであり、必ずしも包装箱の向き等を定めるものではない。

【0016】

図1に示すように、blankシート1は、底板部2、底板部2を取り囲んで立ち上がり可能な正面壁部3及び正面フラップ3F、側壁部4、6及び側面フラップ4F、6F、背面壁部5及び背面フラップ5F、及び連結部7を主として備えている。

10

blankシート1は、剛性のある紙製又は合成樹脂製の1枚のシートを型抜きし、スリットや破断線を入れて形成されている。

【0017】

底板部2は、折り曲げ線となる4辺2a、2b、2b、2cに囲まれた略矩形に形成されている。

正面壁部3は、折り曲げ線2aを介して底板部2に連設している。

正面壁部3は、折り曲げ線2aを下端縁とし、これに平行に延び折り曲げ線を成す上端縁3aと、折り曲げ線2b、2bの延長線上に延び、正面壁部3の高さを出す側端縁3b、3bとにより、矩形に形成されている。特に限定されるわけではないが、投函可能な包装箱となるよう、本実施形態では側端縁3bの長さは、3cm以下に設定されている。

20

【0018】

正面壁部3の上端縁3aには、正面フラップ3Fが連設している。

正面フラップ3Fは、角部にアールがつけられた略矩形の先端縁3tに上端縁3a方向に幅広な係止凸部8を突出させた形状を有している。係止凸部8は、幅方向の両端に互いに反対方向に膨出する係止部8p、8pを有している。

正面壁部3及び正面フラップ3Fの間の上端縁3aの中央部付近には、後述する差し込み部10を挿入させるスリットS1が形成されている。

【0019】

側壁部4は、折り曲げ線2bを介して底板部2に連設している。

側壁部4は、折り曲げ線2bを下端縁とし、これに平行に延び折り曲げ線を成す上端縁4aと、折り曲げ線2a、2cの延長線上に延び、側壁部4の高さを出す側端縁4b、4bとにより、矩形に形成されている。側端縁4b、4bは、側端縁3b、3bと略同じ長さを有している。

30

【0020】

側壁部4の上端縁4aには、側面フラップ4Fが連設している。

側面フラップ4Fは、角部にアールがつけられた略矩形に形成されている。

【0021】

側面フラップ4Fの先端縁4tには、正面フラップ3Fの係止凸部8の係止部8pを引っ掛けさせやすくする切欠き9が形成されている。切欠き9は、正面壁部3側に向かって徐々に深くなる概略3角形に形成されている。

40

側面フラップ4Fには、上端縁4aの背面壁部5側の端部から先端縁4tに向かって延びる折り曲げ線4dが形成されている。折り曲げ線4dは、谷折りにすることで蓋となるフラップ5F側からの被梱包品の挿入を容易にするよう構成されている。

【0022】

側壁部6は、側壁部4側の折り曲げ線2bに対向して平行に延びる折り曲げ線2bを介して底板部2に連設している。

側壁部6及び側面フラップ6Fは、側壁部4及び側面フラップ4Fと左右対称に形成されている。側壁部6の各部は、側壁部4の各部に付された符号4を6に置き換えて符号を付し、対応する構成は側壁部4のそれぞれと同様であるのでその説明を省略する。

【0023】

50

側壁部 4 と側面フラップ 4 F との間及び側壁部 6 と側面フラップ 6 F との間の上端縁 4 a , 6 a の中央部付近には、後述する補助差し込み部 1 1 , 1 1 を差し込み可能なスリット S 2 がそれぞれ形成されている。

【 0 0 2 4 】

正面壁部 3 及び正面フラップ 3 F と、側壁部 4 及び側面フラップ 4 F との間の角部には、それぞれを長手方向に延長させた交差部分（本実施形態では直交部分）に連結部 7 が形成されている。

【 0 0 2 5 】

図 2 に示すように、連結部 7 は、側端縁 3 b 及び正面フラップ 3 F の側端縁 3 e 並びに側端縁 4 b 及び側面フラップ 4 F の側端縁 4 e の各々を折り曲げ線とする 2 辺と、これらにほぼ平行な外縁 7 x , 7 y 及び 7 x , 7 y の角を落とした斜め線 7 z に囲まれている。連結部 7 は、側端縁 4 b 及び側端縁 4 e の長さよりもわずかに短い一辺を有する略正方形に形成されている。

10

【 0 0 2 6 】

連結部 7 には、直交する側端縁 3 b , 4 b がなす角を 2 等分する折り曲げ線 L 1 が形成されている。連結部 7 には更に、正面壁部 3 の上端縁 3 a の延長上に延びる折り曲げ線 L 2 が形成されている。連結部 7 には、側壁部 4 の側端縁 4 b と、上端縁 4 a の延長線に平行でわずかに 7 y 側に延びる直線と、折り曲げ線 L 1 との間に囲まれた三角形の開口部 H 1 が形成されている。

正面壁部 3 及び正面フラップ 3 F と、側壁部 6 及び側面フラップ 6 F との間の角部にも、それぞれを長手方向に延長させた交差部分（本実施形態では直交部分）に、側壁部 4 側の連結部 7 と左右対称に形成された連結部 7 が形成されている。

20

【 0 0 2 7 】

図 1 に示すように、背面壁部 5 は、折り曲げ線 2 c を介して底板部 2 と連設している。

背面壁部 5 は、折り曲げ線 2 c を下端縁とし、これに平行に延び折り曲げ線を成す上端縁 5 a と、折り曲げ線 2 b , 2 b の延長線上に延び、背面壁部 5 の高さを出す側端縁 5 b , 5 b とにより、矩形に形成されている。側端縁 5 b , 5 b の長さは、正面壁部 3 の側端縁 3 b 及び側壁部 4 , 6 の側端縁 4 b , 6 b 等と略同じ長さに設定されている。

【 0 0 2 8 】

背面壁部 5 の上端縁 5 a には、背面フラップ 5 F が連設している。

30

背面フラップ 5 F は、底板部 2 と略同じ大きさで形成され、角部にアールがつけられた概略矩形に形成されている。

背面フラップ 5 F の先端縁 5 t には、正面壁部 3 の上端縁 3 a に形成された差し込みスリット S 1 に挿入する差し込み部 1 0 が形成されている。

【 0 0 2 9 】

背面フラップ 5 F の両側縁 5 e , 5 e には、その延在方向の中央部付近に、側壁部 4 , 6 の上端縁 4 a , 6 a 上に形成された差し込みスリット S 2 に挿入する補助差し込み部 1 1 が形成されている。

背面フラップ 5 F には更に、差し込み部 1 0 を内側に含む先端縁 5 t 上の 2 点から延びて、略台形を形成し、差し込み部 1 0 と共に台形部を背面フラップ 5 F から切り取り可能なミシン目状の破断線 L 5 が形成されている。

40

【 0 0 3 0 】

破断線 L 5 の左右中央部付近には、破断の開始を容易にする開口部 H 2 が形成されている。

開口部 H 2 は、指先をかけることができる程度の概略楕円形に形成されている。

以上の構成をなす背面フラップ 5 F は、包装箱に組み立てられた際に蓋部として機能する。

【 0 0 3 1 】

側壁部 4 , 6 の長手方向の延長部分と背面壁部 5 の長手方向の延長部分とが交差する角部には、側端縁 4 b , 5 b 及び側端縁 6 b , 5 b が縦又は横の辺を成す略正方形の折り込

50

み部 1 2 が形成されている。

【 0 0 3 2 】

折り込み部 1 2 には、折り曲げ線 2 b , 2 c の角部から略対角線上に延びて折り曲げ部を 2 つに折り畳む折り曲げ線 L 6 が形成されている。

本実施形態のブランクシート 1 は、以上により構成されている。

【 0 0 3 3 】

ブランクシート 1 を組み立て容易な製函前ボックスにするには、まず、折り曲げ線 L 1 を境とする連結部 7 の側面フラップ 4 F , 6 F 側の領域 (図 1 における網掛け部。この領域を以下「貼り付け部 1 5」と称する) に接着剤又は接着テープを付ける。その上で、図 3 に示すように、折り曲げ線 2 a で折り曲げて正面壁部 3 を正面フラップ 3 F と共に底板部 2 の内面に重ねる。

10

【 0 0 3 4 】

これにより貼り付け部 1 5 を含む連結部 7 が側面フラップ 4 F , 6 F に固定される。また、連結部 7 , 7 は側端縁 3 b , 3 b 及び正面フラップ 3 F の側端縁 3 e , 3 e において正面壁部 3 及び正面フラップ 3 F と連結しているため、正面壁部 3 及び正面フラップ 3 F もまた、連結部 7 , 7 の側壁部 4 , 6 への固定により、折り曲げから戻ろうとする力を抑えて底板部 2 の内面上に保持される。

【 0 0 3 5 】

以上のように、図 1 に示すブランクシート 1 は、貼り付け部 1 5 に接着剤を付けて正面壁部 3 及び正面フラップ 3 F を底板部 2 との間の折り曲げ線 2 a で折り曲げるだけで、連結部 7 , 7 と一体的に折り畳み、図 3 に示す製函前ボックス 1 a とすることができる。

20

【 0 0 3 6 】

製函前ボックス 1 a を包装箱 B に組み立てるときは、図 4 に示すように、折り畳まれた正面壁部 3 及び正面フラップ 3 F を底板部 2 に対して直角に立ち上げるように引き起こす。

貼り付け部 1 5 は、側面フラップ 4 F , 6 F の端部に固定されているため、正面壁部 3 の立ち上げにより、側端縁 3 b , 3 e 及び折り曲げ線 L 1 がそれぞれ正面壁部 3 及び正面フラップ 3 F の外面から見て山折り及び谷折りに折り曲げられて側壁部 4 , 6 が立ち上がる。

【 0 0 3 7 】

側壁部 4 , 6 を折り曲げ線 2 b において折り目を付けてしっかりと立ち上げたら、側面フラップ 4 F , 6 F を上端縁 4 a , 6 a において内側に折り曲げる。

そうすると、図 5 に示すように、側端縁 3 e と側端縁 4 e との間及び側端縁 3 e と側端縁 6 e との間が分離して、連結部 7 , 7 が正面フラップ 3 F との連結から解放されて、側面フラップ 4 F , 6 F の内面に貼着しただけの状態になる。

30

【 0 0 3 8 】

したがって、貼り付け部 1 5 が側面フラップ 4 F , 6 F に貼り付けられた連結部 7 は、折り曲げ線 L 1 において折り曲げられ、連結部 7 の非貼着部分及び正面フラップ 3 F 側は開放端となることで、折り込まれた部分の弾性復帰力が弱い状態で側面フラップ 4 F , 6 F と共に折り曲げられる。

40

【 0 0 3 9 】

これにより、正面フラップ 3 F も側面フラップ 4 F , 6 F の折り曲げの影響を受けずに容易に内側に折り曲げることが可能となる。

更に折り曲げ線 2 c を介して背面壁部 5 を底板部 2 に対して立ち上げることで、図 6 に示すように、上部が大きく開いた包装箱 B となるので、所望の被梱包物を内部に収めて、図 7 に示すように蓋部をなす背面フラップ 5 F を閉じる。

【 0 0 4 0 】

背面フラップ 5 F を閉じる際には、図 6 に示す差し込み部 1 0 及び補助差し込み部 1 1 , 1 1 をそれぞれ差し込みスリット S 1 , S 2 に挿入して背面フラップ 5 F を正面壁部 3 の上端縁 3 a 、側壁部 4 , 6 の上端縁 4 a , 6 a に固定する。

50

以上により、被梱包物を収容した包装箱 B ができる。

【 0 0 4 1 】

包装箱 B の背面フラップ 5 F を開けるには、開口部 H 2 に指を掛けて破断線 L 5 に沿って背面フラップ 5 F の一部を破り、差し込み部 1 0 と共に破断線 L 5 に囲まれた部分を背面フラップ 5 F のその他の部分と分離する。そうすることで、背面フラップ 5 F の固定を解除して背面フラップ 5 F を引き起こし容易にし、側壁部 4 , 6 の上端縁 4 a , 6 a の補助差し込み部 1 1 , 1 1 を差し込みスリット S 2 , S 2 から引き抜いて、包装箱 B を容易に開けることができる。

【 0 0 4 2 】

このように、ブランクシート 1 によれば、貼り付け部 1 5 の内面に接着剤を付け、正面壁部 3 及び正面フラップ 3 F を連結部 7 , 7 と一体的に底板部 2 の内面に折り畳むことができる。したがって、ブランクシート 1 は、非常にシンプルな 2 つの動作のみで確実にかつ容易に製函前ボックス 1 a を作成することができるという効果を奏する。

10

【 0 0 4 3 】

特に、ブランクシート 1 は、折り畳まれた製函前ボックス 1 a の状態になるまで、正面フラップ 3 F と連結部 7 , 7 とが分離可能に連設した状態であるので、それぞれが分離している場合に比べて、製函機の構成及び動作をシンプルかつ容易にすることができるという効果を奏する。

【 0 0 4 4 】

また、連結部 7 は、側端縁 4 e , 6 e を介して側面フラップ 4 F , 6 F とも連設しているので、正面壁部 3 及び正面フラップ 3 F と共に、より安定的に側面フラップ 4 F , 6 F の内面に折り畳むことができるという効果を奏する。

20

【 0 0 4 5 】

また、正面壁部 3 及び正面フラップ 3 F と連結部 7 , 7 とが連結しているため、製函前ボックス 1 a の状態で、連結部 7 , 7 の側面フラップ 4 F , 6 F への固定により、正面フラップ 3 F を底板部 2 の内面にしっかりと留め置くことができる。したがって、正面壁部 3 及び正面フラップ 3 F の底板部 2 からの浮きを防止して、製函前ボックス 1 a を出来るだけ偏平に保持しておくことができ、複数を重ねても嵩張りにくく保管しやすいという効果を奏する。

【 0 0 4 6 】

なお、上記実施形態においては、背面フラップ 5 F を包装箱 B の主たる蓋部として構成したが、蓋部は、背面フラップ 5 F と正面フラップ 3 F との双方により構成されていてもよい。この場合、正面フラップ 3 F と背面フラップ 5 F とは、互いに重なり合っただけ包装箱 B の上端縁 3 a ~ 6 a に囲まれた全体をしっかりと覆いつつ、封止できる構成であれば、どのような構成であってもよい。

30

【 0 0 4 7 】

また、上記実施形態において、連結部 7 は、正面壁部 3 及び正面フラップ 3 F と側面フラップ 4 F , 6 F との間に形成した例を示したが、連結部は、背面壁部 5 及び背面フラップ 5 F と側面フラップ 4 F , 6 F のみとの間に形成されていても、その双方に形成されていてもよい。

40

【 0 0 4 8 】

また、連結部 7 は、正面フラップ 3 F (背面フラップ 5 F 側に設ける場合は、背面フラップ 5 F) のみならず、側面フラップ 4 F , 6 F にも連設していることが好ましいが、必須ではない。

【 0 0 4 9 】

また、連結部 7 は、側面フラップ 4 F , 6 F に貼着するように形成されていることが好ましいが、正面フラップ 3 F (背面フラップ 5 F 側に設ける場合は、背面フラップ 5 F) に貼着し、側面フラップ 4 F , 6 F と分離する構成を採ることも可能である。

【 符号の説明 】

【 0 0 5 0 】

50

- 1 包装箱形成用ブランクシート
- 1 a 製函前ボックス
- 2 底板部
- 3 正面壁部
- 3 a 上端縁
- 3 e 分離可能に連結した側端縁
- 3 F 正面フラップ
- 4 側壁部
- 4 a 上端縁
- 4 F 側面フラップ
- 5 背面壁部
- 5 a 上端縁
- 5 F 背面フラップ
- 6 側壁部
- 6 a 上端縁
- 6 F 側面フラップ
- 7 連結部
- B 包装箱

10

20

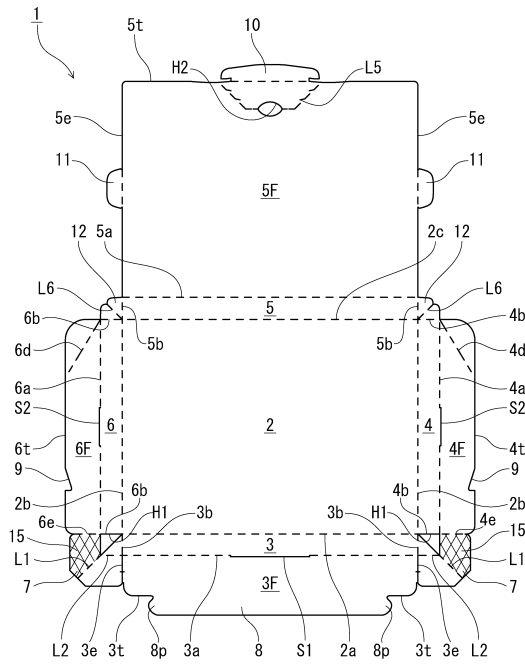
30

40

50

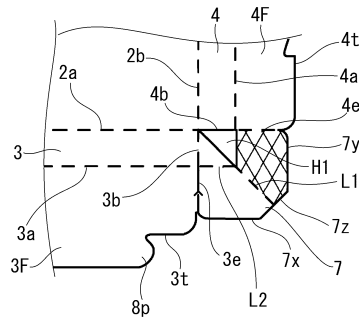
【 図面 】

【 図 1 】



[FIG. 1]

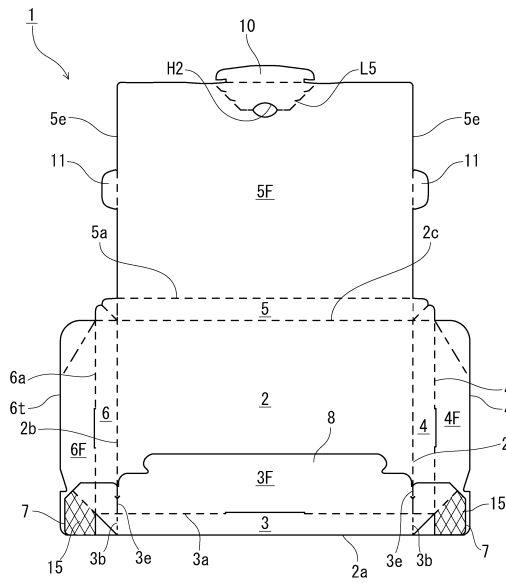
【 図 2 】



[FIG.2]

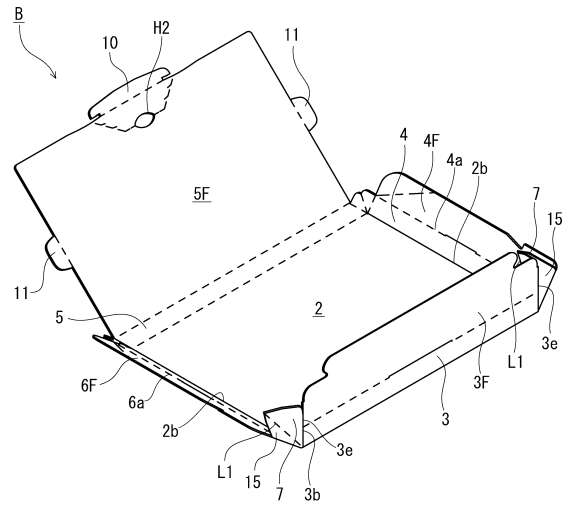
【 図 2 】 20

【 図 3 】



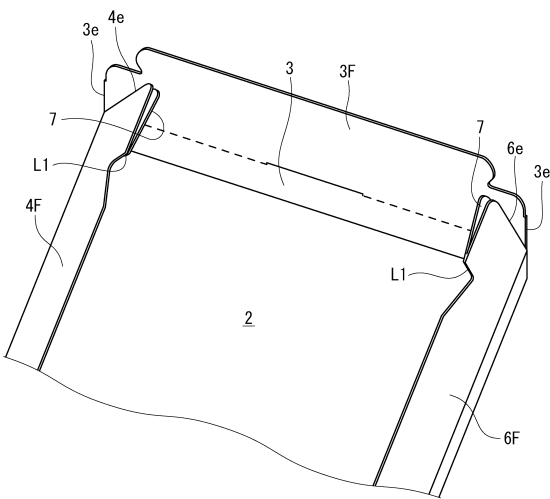
[FIG. 3]

【 図 4 】



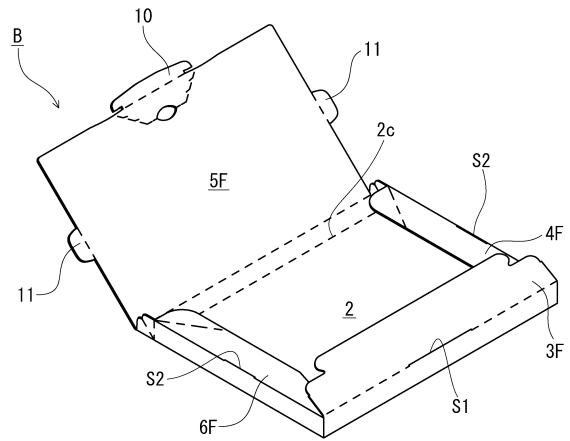
[FIG. 3]

【 図 5 】



[FIG. 5]

【 図 6 】



[FIG. 6]

10

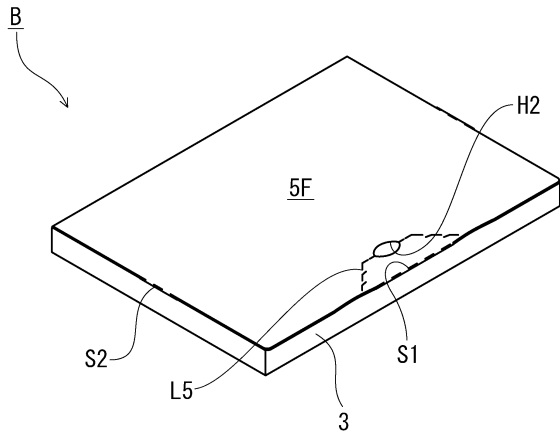
20

30

40

50

【 7】



10

[FIG. 7]

20

30

40

50

【手続補正書】

【提出日】令和6年4月6日(2024.4.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

底板部と、前記底板部を取り囲んで立ち上がり可能な正面壁部及び前記正面壁部の上端縁から延びた正面フラップと、背面壁部及び背面壁部の上端縁から延びた背面フラップと、前記正面壁部及び前記背面壁部の間で互いに対向して立ち上がる一対の側壁部と、前記一対の側壁部の上端縁から延びた側面フラップとを備え、

前記正面フラップ及び前記背面フラップの少なくともいずれか一方の長手方向の両端縁には、当該正面フラップ及び前記背面フラップの少なくともいずれか一方を前記底板部の内面上に折り畳んだ時に少なくとも一部が前記側面フラップに貼着される連結部が連設し

、
前記連結部は、この連結部を連設させている前記正面フラップ及び/又は前記背面フラップとの間の側端縁において分離可能に連結している包装箱形成用ブランクシート。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

底板部と、前記底板部を取り囲んで立ち上がり可能な正面壁部及び前記正面壁部の上端縁から延びた正面フラップと、背面壁部及び背面壁部の上端縁から延びた背面フラップと、前記正面壁部及び前記背面壁部の間で互いに対向して立ち上がる一対の側壁部と、前記一対の側壁部の上端縁から延びた側面フラップとを備え、

前記側面フラップの長手方向の両端縁には、当該側面フラップを前記底板部の内面上に折り畳んだ時に少なくとも一部が前記正面フラップ及び/又は前記背面フラップに貼着される連結部が連設し、

前記連結部は、この連結部を連設させている前記側面フラップの側端縁において分離可能に連結している包装箱形成用ブランクシート。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

側壁部4, 6を折り曲げ線2bにおいて折り目を付けてしっかりと立ち上げたら、側面フラップ4F, 6Fを上端縁4a, 6aにおいて内側に折り曲げる。

そうすると、図5に示すように、正面フラップ3Fの両端の側端縁3eにおいて、正面フラップ3Fと連結部7との間が分離して、連結部7, 7が正面フラップ3Fとの連結から解放されて、側面フラップ4F, 6Fの内面に貼着しただけの状態になる。

10

20

30

40

50

【手続補正書】

【提出日】令和6年7月10日(2024.7.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

底板部と、前記底板部を取り囲んで立ち上がり可能な正面壁部及び前記正面壁部の上端縁から延びた正面フラップと、背面壁部及び背面壁部の上端縁から延びた背面フラップと、前記正面壁部及び前記背面壁部の間で互いに対向して立ち上がる一対の側壁部と、前記一対の側壁部の上端縁から延びた側面フラップとを備え、

10

前記正面フラップ及び前記背面フラップの少なくともいずれか一方の長手方向の両端縁には、当該正面フラップ及び前記背面フラップの少なくともいずれか一方を前記底板部の内面上に折り畳んだ時に少なくとも一部が前記側面フラップに貼着される連結部が連設し

、
前記連結部は、前記側板フラップを前記側壁部との間の前記上端縁において内側に折り曲げることによって前記連結部を連設させている前記正面フラップ及び/又は前記背面フラップとの間の側端縁において分離可能となるよう連結している包装箱形成用ブランクシート。

20

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

底板部と、前記底板部を取り囲んで立ち上がり可能な正面壁部及び前記正面壁部の上端縁から延びた正面フラップと、背面壁部及び背面壁部の上端縁から延びた背面フラップと、前記正面壁部及び前記背面壁部の間で互いに対向して立ち上がる一対の側壁部と、前記一対の側壁部の上端縁から延びた側面フラップとを備え、

30

前記側面フラップの長手方向の両端縁には、当該側面フラップを前記底板部の内面上に折り畳んだ時に少なくとも一部が前記正面フラップ及び/又は前記背面フラップに貼着される連結部が連設し、

前記連結部は、前記正面フラップ及び/又は前記背面フラップをそれぞれが連設している前記正面壁部及び/又は背面フラップとの間の前記上端縁において内側に折り曲げることによって前記連結部を連設させている前記側面フラップの側端縁において分離可能となるよう連結している包装箱形成用ブランクシート。

40

50